

日本青果物輸出促進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、日本青果物輸出促進協議会（英名：Japan Fruit and Vegetables Export Promotion Council .略称：J-FEC.以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を東京都港区赤坂1-9-13（三会堂ビル内）公益財団法人中央果実協会（以下、「果実協会」という。）内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協議会は、国産青果物及びその加工品（以下、「国産青果物等」という。）の輸出促進に必要な事業、国産青果物等の輸出に係る情報の収集・提供等を通じて、国産青果物等の輸出を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外での国産青果物等のPR
- (2) 展示会・セミナー等の実施
- (3) 海外マーケティング調査
- (4) 産地間連携及び輸出環境整備等に関する検討会の開催
- (5) 国産青果物等の輸出事業者による輸出活動等の支援
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 協議会の会員となる資格を有する者は、第3条の目的に賛同する団体等をもって構成する。

(入会)

第6条 協議会の会員となろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員となろうとする者は、入会金を入会時に 1 万円、年会費として 6 万円を納入しなければならない。会員は、年会費として毎年度 6 万円を納入しなければならない。

(届出)

第 8 条 会員は、その氏名（会員が団体の場合には、その名称及び代表者の氏名）又は住所に変更があったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 協議会は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合には、協議会は、その総会の開催日の 1 週間前までに当該会員に対してその旨の書面をもって通知し、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この規約その他の規則に違反したとき
- (2) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき
- (2) 会費の納入が 1 年以上履行なされなかったとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、協会に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 協議会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品

は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 事業計画書、収支予算書の承認
- (5) 事業報告書、収支決算書の承認
- (6) 規約の変更
- (7) 解散
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他協議会の運営に関する重要な事項

(開催)

第15条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、毎会計年度1回以上開催する。

3 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会において必要と認められたとき
- (2) 総会員の議決権の5分の1以上を有する会員からの請求があったとき

(招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会を招集する。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数に当たる会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 規約の変更
- (4) 解散

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として 議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を協議会に提出しなければならない。

2 前項の書面は、総会の日の前日までに協議会に到着しないときは無効とし、議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は、議長及び出席した理事のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定等)

第22条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、1名を副会長とすることができる。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を組織し、協議会の重要事項について審議する。

2 会長は、理事会を代表し、その職務を執行する。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行するものとする。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、この協議会の会計を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業及び会計の報告を求め、この協議会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めたときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事については非常勤であっても、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 協議会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この規約に、別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この協議会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

2 理事及び監事は、会長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集の請求をすることができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この規約に別段の定めがあるもののほか、決議について理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第35条の1 理事会の議事については議事録を作成し、会長及び監事が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の管理及び運用)

第36条 協議会の資産は、入会金、年会費、補助金、資産から生ずる収入及びその他の収入とする。

2 協議会の資産は、理事会の決議によって定める方法により、会長が管理する。

3 現金は、金融機関に預け入れ保管しなければならない。

(経費支弁の方法)

第37条 協議会の経費は、資産を超えて支弁してはならない。

(事業年度)

第38条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。ただし、協議会が設立された当初の事業年度については、設立総会の日からとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 協議会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を得て直近の総会で報告をしなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 協議会の事業報告書、収支決算書は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 財務諸表の注記
- (6) 附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類は、総会の承認を受けなければならない。

第9章 事務処理

(事務処理)

第41条 協議会に事務局長を置く。

2 果実協会と協議会は円滑な事務処理について協議する。

第10章 雑則

(運営規則への委任)

第42条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、理事会

の決議を得て、別に定める。

附 則 1. この規約は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。

附 則 2. この規約は、平成 27 年 9 月 4 日から施行する。

附 則 3. この規約は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。